

輪島市監査公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、輪島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年5月18日

輪島市監査委員 飛岡 穰

輪島市監査委員 一二三 秀仁

| 監査の結果 | 措置の内容 | 措置状況 |
|---|---|------|
| <p>千枚田レストハウス管理費において、過年度支出が行われていた。地方自治法第208条第2項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない」とされている。過年度支出は、会計年度独立の原則の例外であり、本来は当該年度に支出すべきものである。このことについては、前回の定期監査においても意見した事項であるが、改善がされておらず、今年度においても同様の事例が生じたことは遺憾である。今後はこのようなことがないように組織内のチェック体制の見直しと強化を図り、適正な事務処理の徹底をお願いしたい。（観光課）</p> | <p>課内職員に対し、再発防止を周知徹底するとともに予算書を確認し、予算未執行のものがいないか再確認することとした。</p> <p>また、予算計上の際には過去の予算書を確認し、必要経費に予算計上漏れがないよう複数担当者で確認することとした。</p> <p>今後は、適切な事務処理の徹底に努める。</p> | 措置済 |